

委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度 安全操業自助対応力強化事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）

3 事業の目的

漁船や漁具の整備に係る自助対応の強化を図ることで、漁業者の安全操業体制を確保するとともに水産物の安定供給に資する。（沖縄振興特別推進交付金；令和8～10年度）

（事業背景）（資料 事業概要）

沖縄県の漁船事故について、漁船隻数に占める事故割合（事故率）や整備不良が事故の原因となった割合は、2013年から2024年の12年間で全国平均の2倍以上、又は整備不良の割合が全国平均を超えた回数は9回あり、依然として高い水準にある。一方、海上保安庁からの救難支援に時間を要する離島が多いことから、トラブル時の漁業者の初動対応が重要となり、日頃の漁船整備に係る技術的な蓄積が必要となる。

しかし、漁業現場では、分解整備することで故障を誘発する、ベテラン漁業者の高齢化、等の今後さらなる事故の増加が懸念される事項が多いことから、漁船や漁具の整備に係る自助対応力の強化を図り、安全操業体制を確保する必要がある。

そのため、当該事業にて、安全操業に係る講習会や、漁船点検等に係るマニュアル動画作成・配布を行い、漁業者の自助対応力強化を行うとともに、これまで安全操業に携わってきた関係機関等と連携し、漁業無線による定期放送、保険組合による過去事故事例の紹介、整備業者による漁業者への技術の蓄積等、の取り組みを一体となって進めることで、漁業者に様々な「気づき」を促しながら、漁業者の安全操業に対する意識改革を図り、漁業者の安全操業体制を確保し、水産物の安定供給に資する。

4 委託料の支払い

委託料は、委託業務の完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、精算払いを行う。また、必要性が認められる場合には、別途契約書に定めるところにより、概算払いを行う。

5 委託業務内容

（1）令和8年度に実施する業務

本委託業務は、漁業者の安全操業体制を確保し、水産物の安定供給に資するために、安全操業に係る講習会や、漁船点検等に係るマニュアル動画作成・配布を行うとともに、これまで安全操業に携わってきた関係機関等と連携することで、漁業者の安全操業に対する意識改革を図り、漁業者の自助対応力強化を行うものとする（資料 2つの取り組みの内容と効果）。

① 安全操業に係る講習会の開催

ア 漁業者向け講習会（座学・実技）（資料 ①安全操業に係る講習会の内容）

漁船操業中のトラブル発生時の対応等について、整備業者による講習会を実施する。

講習会の構成について、座学 40 分（1 名）、構造実技 40 分（2 名）、整備業者が行う整備実技（出航前点検）70 分（4 名）、合計 2.5 時間、講師数合計 4 名で行う。

講習会の頻度は、令和 8 年度では年 10 回程度とし、受注者は、講習会を実施するために必要な関係団体（各漁協、津島工業、整備業者、発注者等）と調整し執行する。構造実技で使用するデモエンジンは、津島工業と調整したうえで、運転手やトラックの手配等は受注者が決定する。

※ 留意事項

- (1) 実施スケジュールは、漁船の漁船検認スケジュールに合わせる（水産課漁業管理班検認担当者と調整）。ただし、令和 8 年度は、原則本島のみとする。
- (2) 講習会での整備業者は、日本船舶の機関整備士を指導する立場など、十分な実績を持つ業者とし、講師の派遣は、この整備業者を通じて行う。
- (3) 整備事業代表は、座学資料の作成、講師者リスト、デモエンジンの構造実技前の整備調整を行い、それ以外は受注者が行う。
- (4) 当日の整備実技受講者について、受注者は事前に担当漁協者と調整し、4～6 名程度ピックアップすることが望ましい。受講者には、半年～8 か月後に再度出航前点検に係る習得熟度試験が受けられる者とする。
- (5) 受注者は、講習会の参加者リストを作成するとともに、整備実技受講者の住所・氏名・機関の型番、担当講師者名等を控え、習得熟度確認に活用するとともに、当日の報告書を水産課に提出すること。

イ 習得熟度確認

アで行った整備実技（出航前点検）の習得熟度具合について、実施から 3 か月～8 か月後に、整備業者 2 名ともに確認すること。

習得熟度の確認には、消耗品を交換するような実技的要素を取り入れること。

※ 留意事項

- (6) 講習会で受講した漁業者を選定し、整備業者はその受講者を担当したものが望ましい。

② 動画作成（年 1 回程度）（資料 ②漁船の点検等に係る動画作成・HP 公開）

整備事業代表と共同で、7 分程度の機関整備に係る動画を作成すること。令和 8 年度は 4 本。動画内容は整備事業代表と調整し、水産課の承諾をもらう。

※ 留意事項

- (7) 模擬機関が必要な場合、整備事業代表および津島工業と調整する。

③ ホームページの作成と公開（資料 ②漁船の点検等に係る動画作成・HP 公開）

作成した動画とともに、講習会資料とその解説、次回の講習会の案内を掲載すること。

※ 留意事項

- (8) 閲覧者に対して「沖縄県在住か否か」「漁業者か否か」等に関する問い合わせとカウントする設定を行うこと。
- (9) 各年度に委託業務の入札を行うので、ホームページの作成に当たっては、次年度には他社が、事業終了の令和 10 年末には発注者が事業を滞りなく引き継げるようにすること。

④ 意見交換会

年度初めと年度末に 2 回、沖縄県漁業無線協会、日本漁船保険組合、沖縄船用工業会および発注者で意見交換を行う。年度初めは、当年度の計画とそれぞれの役割について、年度末は当年度の反省と次年度への改善策等を話し合う。また、発注者や関係団体からの求めに応じて中間報告会を行う。

また、関係機関への出席依頼を行うことも可能である。

⑤ その他

上記①から④に該当しない業務かつ事業の目的達成に有効な取り組みの提案

令和 8 年度に実施する業務（見込み）を見据え、必要な事前情報の収集や各種調整等を行うこと。

⑥ 計画書類及び報告書類の作成

ア 業務実施計画書

計画書には仕様書に記載されている業務項目のスケジュール、実施体制（業務担当割り振り等）を含めること。

- ・規格 : A4 版
- ・部数 : 1 部
- ・提出方法 : 印刷物及び電子ファイル（契約日から 10 日以内に提出すること）

イ 委託業務報告書

- ・規格 : A4 版
- ・部数 : 5 部
- ・提出方法 : 印刷物及び電子ファイル

※ 留意事項

委託業務報告書の電子ファイルは USB メモリで提出すること。

報告書には、漁業者向け講習会、習得熟度確認、動画作成、ホームページの作成と公開、意見交換会、その他の実施及び作成状況が確認できる内容とすること。

6 委託業務の経理

- (1) 委託業務に係る経費の支出については領収書等の証明書類を保存し、委託業務終了後に証憑書類として写しを提出する。
- (2) 支出額および支出内容について要件を満たさない場合は、委託料の支払いができない場合がある。
- (3) 委託業務に係る経費は会計帳簿などで整理し、その使途を明らかにしておくこと。
- (4) 支出内容に係る証明書類は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (6) 委託業務を実施する場合、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

7 委託料の積算方法

一般管理費の算定式は以下のとおりとする。

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10\%$ 以内

8 再委託に関する取扱い

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の50%を超える業務、又は企画判断、管理運営などの委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

- (2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 原稿・データの入力及び集計

ウ イベント実施に係る荷物の輸送

エ その他、県と別途協議を行った業務

- (3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

9 著作権

- (1) 本業務の実施による成果物の著作権及び所有権の著作権は、委託者に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- (2) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

10 その他

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、県と情報を共有し連携しながら業務を遂行する。

- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定める。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。